

第一節 蒲生氏時代

1 蒲生領となる

蒲生 農民から身をおこして、戦国時代の悲惨な国内を統一した豊臣秀吉は、日本の出世頭としても有名である。天正十
氏 郷 八年（一五九〇）秀吉は、早雲以来の力をもって抵抗する北条氏を、長期戦の構えで小田原城に包囲した時、奥羽
地方の大名たちを呼びつけて服従をせまった。その時二百年來この地方を領した伊達氏は秀吉の力におされて仕舞い、翌年（一五九一）
十月には国替えを命ぜられて宮城県地方に去り、代って蒲生氏郷の支配するところとなった。氏郷が会津若松を本拠としたのは前年
であるが、これまで戦国大名領は分国的な体制の中で、領主のわがままに近い統治さえ可能であったのである。然し今度は、中央政府で
ある豊臣秀吉政権の力のもとに政策が滲透し、即ち大名は領地を知行として受けると共に、軍役その他を誓約するという新しい体制、
近世封建制が確立される。

新しい領主になった蒲生氏の先祖は、「むかで退治」の昔話で名高い俵藤太秀郷の子孫であるという。初め近江にいて六角氏に仕え
ていたが、氏郷になると信長につき、後に秀吉に随って伊勢松坂で一二万石を領していた。秀吉の九州の島津征討には軍功があり、武
将としての名があつたばかりでなく、ひとかどの知識人でもあり、秀吉の信望が厚かつたことは、当時奥羽の関門として要衝の地であ
つた会津若松に封じられたことからもうかがえる。この時氏郷は三十歳なかばの壮年であつたとし、又切支丹宗に入信して洗札名も持
つていたと云われる。

領国 体制

新しく領地を与えられた大名にとって、最初に必要であつたことは、領内要衝の地に有力家臣を配置して領内の
治安をはかることと共に、隣国大名に対しての軍用をととのえることであつた。氏郷の領国体制のうち、置賜地

方を見ると、

三万八千石	上長井郡米沢（初赤野隼人ト言）	蒲生四郎兵衛
壱万石	下長井郡中山（初上坂ト云）	蒲生左門
七千石	同郡小国	佐久間左エ門

となつてゐる。荒砥、鮎貝には伊達氏時代から城があり、鮎貝氏、大達目（大立目）氏のような大きな家臣を武将として配し、山形の最上氏の勢力に備えてあつたが、蒲生氏の「家中分限」や他の史料にも城主、城将として名を見ることが出来ない。然し後年上杉氏の記録は、次のようになつてゐる。

荒砥 水野 三左エ門

鮎貝 高井 権右エ門、村田 弥助

水野三左エ門は「家中分限」に、寄合組の筆頭五千石とあり、「天正十九年七月廿日氏郷九戸武者押之次第」によれば、「八番手左水野三左エ門」と見えるその人であろう。又、「会津領主分限帳」の「蒲生氏郷公御家来知行附」には、四千石水野三左エ門とある。右の記録中天正十九年七月の九戸武者押というのは、当時岩手県地方の南部氏に内紛があつた際、命によつて蒲生氏が出陣したことであり、この時には当地方とは関係なく、置賜地方が蒲生領になるのは同年の秋九月からである。又、「蒲生氏郷公御家来知行附」の知行高が違つてゐたのは何によるものか。思うに蒲生氏の初めの知行は会津と福島県中部で四三万石、翌年伊達、信夫、置賜の加増によつて七三万石あまり、その後の検地によつて九一万石余にもなつてゐるから、家臣の知行高にも変化があつたことは考えられる。鮎貝城に居つたと言われる高井権右エ門、村田弥助については、前記三記録並びに「会津領主分限帳」中の「藤三郎秀行公御家来知行附」にも見ることが出来ない。この分限帳によると、氏郷の分は侍数で二六一人、秀行の分は七八五人の知行高と人名、特に秀行の分は知行高三〇石の末輩まで記録されてゐるものである。『鮎貝の歴史』（今三五郎著）は高井、村田について、「鮎貝城将高井権右エ門は蒲生氏譜代の家臣のようであるが、其来歴については何等伝うるところがなく明らかでない。鮎貝城の守護として入部したのは、米沢城主蒲生四郎兵衛郷安の被官としてである。」とあるが、「藤三郎倉入在々高物成帳」には鮎貝、深山はその倉入地であり、置賜郡内の同倉入地の支配が米沢城主蒲生四郎兵衛であつたことから飛躍とばかり言えない。

荒砥・鮎貝の両城が領境にあるからには、その軍防上の重要性は失つてはいなかつた。然し、蒲生氏は、秀吉政権のもとでにわかになつた大名であるため、家臣団の質的な弱さを伴つてゐたと思われる。米沢城主、小国城主ともに近年主家を失つた浪人を抱えたものであることにも言える。このため家臣統制には難しいものがあり、終始内紛がたえなかつた等のことから、領境重要地である荒砥、鮎貝の両城に、最大級の家臣を配置することが出来なかつたのではないかと考えられる。

太 閤 地 検

新しい領主が支配の第一段階として行ふ施政は、武将の領内配置と共に緊急のものとして、領内における耕地と

住民の把握があつた。当時の租税、年貢の大部が農民の生産物であつた以上、緊急で且つ大きな意味をもつ重大な作業であつたわけである。検地の必要性は前代とて変りはなかつたものであるけれども、この時には（蒲生氏時代）秀吉政権の命令があつただけに、その意味するところは特に重大なものがあつた。信長を初め秀吉は征服によつて得た土地に対して、新しい方法による完全な検地を次々に命じた。新たな方法というのは、

旧法 六尺五寸×六尺五寸Ⅱ一步 三百六十歩Ⅱ一反
新法 六尺三寸×六尺三寸Ⅱ一步 三百歩Ⅱ一反

であり、一反の面積は、二割七分程の面積増となつてあらわれる。これは疑いもなく領主たちが、租税（年貢）を増徴するため以外のなものでもなかつた。尤も、蒲生氏の実際の丈量間は六尺五寸にしているが、年貢増収はただちに領主の戦費となり、戦乱を更に大きくするという悪循環の原因であり、住民たちの幸福とは少しの関わりもなかつた。

上田 一石五斗 中田 一石三斗 下田 一石一斗
上畑 一石 中畑 七斗五升 下畑 五斗
屋敷 一石

以上は各々一反歩に対する税の基準であつて、石盛という。これに税率の「免」を乗じたものが税額であり、「物成」と言われた。これまでの税制は、生産物を貨幣で評価した「貫高制」というものであり大きな変革であつた。検地にあたつては、増徴があくまで眼目であつたから、開墾間もない耕地、隠し耕地の摘発も徹底して行われる。このため各地方に武装抵抗が起り、領主が責任を問われ廃されるまでに発展したところも数カ所におよんだ。数年鮎貝に入市した本庄氏の祖先繁長が、庄内農民の反抗にあい、秀吉政権の命令で地位を追われるという事件のあつたことは、其の一例である。秀吉政権は犯行の主謀者、責任者を血祭りにして迄も検地を敢行した。尚、奥羽地方の検地についての秀吉の態度は、大要次のようなものであつた。有力農民や百姓たちに合点のいく様に説明し、若し不承知のものがあるときは、城主ならばそのものの城へ追い入り一人も残らずなで切りにいたせ、又百姓の場合は一郷（村）でも二郷でもなで切りに仕るべく、日本中山の奥、海は櫓かいのつづく限り実施せよ、というもので、まさに恐ろしいほどの秀吉の権幕が窺われる。

ここで当時の農村の社会構造を見ておく必要がある。未だ自給自足の域を出ない経済生活は、宗教に携わるものも加え、ことごとく農業関係者で、諸職人といわれる人たちもすべて兼業の域を出るものではなかつた。然し、有力な農民は譜代の家来をもち、その上武力の備えさえあつた。さらに領主とも主従の関係をもつており、従つて村の権力者であつたことは疑いない。そのほかは平百姓の自作

農民で、零細農民も多く存在していた。太閤検地のねらいは、耕作権を大きく認めたとある。耕作者を耕地の名請人とし、納税義務者とするためのものであった。これは大農の在地権力を弱めて、納税の円滑化を目指したものにほかならず、検地の丈量、賦課基準の大変更も含めて、土地制度史上の一大画期をなすものであり、近世的なものへの推移の第一歩であったと評価される所似はここにあった。

太閤検地が、山形県内陸部の当地方で実施されたかということ、久しい間の疑問であった。戦後になって、太閤検地の施行を証明する史料の発見があり、もはや疑いのない所であるけれども、他地方に見られたような抵抗はなく、極めて平穩に行われたと推測される。当時この地方は、伊達氏の移封によって村の権力者も移動しており、武力構想する迄の力がなかったとみられるからである。昭和三十六年になって、長井市成田の飯沢家から単独の古文書（飯沢長吉氏蔵）が発見され、直ちに県の文化財に指定をうけた。それによると「下長井庄成田村、そしまん所の儀、前代よりのすぢめと言、今度天下様御検地の上、いよいよ田畠やまはやし野河原、相違なく差配いたすべく、誰人も申分これあるまじく候 并田畠小作にあづけ候とも、其方たるべく候者なり、仍て件の如し、追てそし総領もんとういたさず郷中をまかない申べく候 以上」とあり、天正十九年（一五九一）九月十六日、松下播摩守から飯澤三ノ九郎殿とあって、此の文書の包み紙にも「松下播摩守様御墨附」とあった。この松下播摩守は、恐らく秀吉政権の下級官僚であったと考えられる。庶子（そし）持分のまん所（管理）には、前代よりのすぢめがある。天下様（秀吉）の検地の上、所有の耕地、野河原までまちがいなく飯沢氏が差配することは、誰人も申分ない、また耕地は小作にあずけていても、所有権は其方のものである。なお庶子と総領、所有地について争うことなく仲よくやってゆくように、と解釈される。置賜地方から伊達氏がしりぞき、蒲生領になったばかりの、その月のものであるが、この一葉の史料は天正の検地の実施を証明している。しかし、実際に現地の測量が行われたかについては、不明である。蒲生氏は前領主からある程度の資料を引き継いだとしても、太閤検地が目ざした石高制への志向を求めたものと思われ、家臣への知行割からも検地はどうしても必要であったから、それこそ急いで村々の責任者から提出させたものと考えられている。この方法は「指出し検地」といわれる。

米沢上杉氏が伝えた記録に「邑鑑」と云うものがあって、これは文禄四年（一五九五）頃、検地をもとに、当時置賜地方の総差配であった米沢城主蒲生四郎兵衛の手に成るものとされ、一六世紀末に検地が実施されたことを信じて来ていた。戦後になって検地帳の発見もあり、内閣本岩城国古文書の研究から、いよいよ太閤検地実施の確実性が立証されて来ている。尚、当白鷹町に於いても、この検地の存在を裏付ける史料がある。

跡々 之御検地帳并萬帳共只今与頭中へ相渡申註 文事

一文祿三年御検地之事 一寛弼御検地帳之事

(中略)

正保五年四月四日

青木家文書
「於新砥萬覚」

この史料は、正保が慶安に改元された当時(一六四八)のものであり、表題の文意は以前(跡々)からの検地帳や、いろいろな帳簿を只今与頭(くみがしら)へ渡すためのものであり、深山地区と考えられる村役(五名連署)が、請取りを確認している。このようにわが町にも文祿の検地帳はあったけれども、この当時すでに存在意義を失っていた。ということは、年数にして五十年経過しており、村の様子は大きく変化し、土地の所有者の移動、所有の形態さえ異なっていて、さらに耕地は大幅に増加して新しい検地帳があったので、文祿検地帳は必要とされなくなり、散逸の憂き目を見たものとおもう。

前述した検地帳の発見というのは、昭和二十九年に確認された露藤村のものであった(現高島町)。又、昭和四十六年に、飯豊町中津川地区からも発見された。共に写本ではあるけれども、史料価値は大きい。ここで、以上二つの検地帳の内容を概観することにより、当時の農村社会の一端を理解する手段とする。まず、露藤村の検地帳についてであるが、これは露藤村と「露藤之内中嶋分」とに分かれており、前者の方では所有高が名請人の間で大きな違いがあり、五〇石台が二人、四〇石台三人、三〇石台二人、二〇石台三人、二〇石に近い者一人となっており、他の一五人は一〇石未満五人、五石未満の零細農が一〇人も見える。なお、屋敷所有で零細農がいるのは、他村に出作地を持つものか、屋敷を所持しないのは入作者であるのか、検地帳だけから実態を把握することは出来ないといわれている。一方中嶋分というのは、三河なる名請人が九割以上を占めており、他は殆ど五石未満の零細であるが、屋敷を持っているという。それでは入作かというところ、露藤之村の方の名請人としては表れて来ない。次に中津川地区のものであるが、これは小坂村検地帳である。この小坂というところは、現在工事中の白川ダムによって近く水没する運命にある。この村高は田二一石〇七六四、畠五一石四一四五の小村であり、「蒲生氏領高目録帳」には村名がなく、「邑鑑」に初めてあらわれ、村高も五九石三八とあるから、写本の成立は「邑鑑」作成当時のものと考えられる。検地帳の内容を見ると、田高の九八パーセントほどが一人に名請され、他の〇石四三九八を宗教関係者とみられる一名が名請しているだけである。畠の名請人は九名であるが、そのうちの一人(田の大部分を名請している)は六

七パーセント程の三四石八六七八を所有して、八石九二〇二が一人、四石二五五八が一人のほかは、石未滿の極めて零細規模である（井上俊雄「文禄三年の小坂村検地帳」『羽陽文化』第九三号）。

以上二つの村の文禄検地帳といわれるものの内容を少しく見て来て、その両村ともに小数の者によって、耕地の大部分が名請されている様子を知ることが出来る。この事實は、秀吉政権の、耕作権を大きく認め、大農の力を弱めて行こうとする理念と一致していない。なる程、伊達氏の移封と共に伝統的な在地勢力は、中級家臣までも主家と共に行動を同じくしたから、武力抗争の根はなくなっている。中世から近世への進行の速度、分解の進展の様相は、秀吉政権が検地を実施して来た関西地方や、また関東地方の先進地帯とは相当の違いはあった。そこで、現地の情況に、ある程度妥協せざるを得なかった。今後村の支配を整えてゆくために、旧勢力を利用しなければならなかったことが大きな原因となり、そこで出来たのが検地帳の結果であるとするべきであろう。このような一部譲歩したと見られる妥協の姿勢は、この地方ばかりではなかった。庄内地方の太閤検地は、土地の丈量はともかくとして、評価は永楽銭の文に依っているし、宮城県や新潟県地方も石高制が定着するには、なお時間を要しているのはその為であろう。以上見て来たことによって、郷土地方の内容や様子も、大きな違いがなかったと理解して差し支えあるまい。

高目録帳

内閣文庫の中に、「岩代国古文書」という七冊の古文書があり、これらは共に蒲生領当時のものが伝わったもので、**高物成帳** である。その中の各郡の「高目録帳」には、領内の村々の品等、村名、村高及び差配者名が記してあり、成立は文禄三年（一五九四）七月吉日となっており、先述した露藤村の検地帳にある同年の六月廿日との差が僅かであるのは、領内各村の集計が大規模に且つ急速に実施されたものと推察されている。又、「藤三郎倉入在々高物成帳」（慶長二年—一六九七）には、長男であった秀行の倉入地の村名、高、免、物成額が記載されている。吉田義信氏の「山形県置賜地方における近世初期の農村」には「高目録帳」、「高物成帳」「邑鑑」の内容が一つの表に作成されており、その中から当地の分だけを抜いて転載したのが第1表である。

この表を見て気付くことは、先ず村の品等である。現在われわれの通年とは違う村がいくつかは見え、「高物成帳」と関係するのは鮎貝・深山、黒藤のみであり、各村の免は不明であるけれども、「邑鑑」との相違は大きなものでなかったものと思われる。然し、鮎貝、深山、黒藤を見る限り、「邑鑑」よりは或る程度高かったものと推察される。「高目録帳」の各村の品等と、「邑鑑」の免を比較すると次のことが言える。先ず、上の黒鴨の二八パーセントは下の田尻の三四パーセントとは甚だ均衡がとれないし、中の下山三四パーセントは上の石那田、馬場、朝立と同位であり、中山の三五パーセント、萩野の三九パーセントは共に品等下であるが免は高率である。いずれこのようなことは、基準をどこに置いたものか判明しない限り、疑問だけが残るものである。村名中「滝」とあるものは、当然

滝野村のことであるけれども、このように呼んでいたものか、或いは誤写であるものか不明であり、黒藤、朝立両村の用字は伊達氏時代のものを踏襲したものであるが、新しく造られた村と考えられる「生歩」は珍しい用字である。「高物成帳」には村高と物成額が記載されており、鮎貝、深山合計村高一、八九五石に、免は三ツ五分成として、六六五石六五の物成であるが、八合の切捨になっている。同じ倉入りであった黒藤の物成は、七七九石一四三となる。

第1表 近世初頭の村高

文禄3年(1594) 高目録帳				慶長2年(1597) 高物成帳		邑 鑑	
村名	村の品等	高(石)	高(石)	免(%)	高(石)	免(%)	
高田 横山	玉尻	中	2,030.30		同	23	
	越口	中	892.96		同	34	
		中	1,149.12		同	23	
		中	1,028.97		同	28	
鮎深 箕高 黒栴	和 山田 岡鴨 窪	上	1,583.26	鮎貝深山 1,895.00 35	1,583.24	33	
		中	311.82		同	31	
		中	227.14		同	26	
		下	435.68		同	35	
		下	106.70		同	28	
	下	93.07	同	23			
石馬 小下 佐大	那 田場 歩山 野原 瀬	上	976.45		同	34	
		上	1,038.63		1,038.427	34	
		中	271.71		同(菖蒲)	20	
		中	217.76		217.745	34	
		中	85.48		同(佐野原)	28	
	中	130.11		同	23		
十	王	上	1,118.56		同(王)	36	
萩中	滝野山	上	371.89		同(滝野)	39	
		下	300.25		同	39	
		下	454.84		同	35	
黒朝	藤立	上上	1,731.43 367.74	同 45	同(畔藤)	43	
					同(浅立)	34	
合	計		14,923.87		14,923.812		

近世村の成立

多くの住民たちが自らの必要により一定の地域を村として表現したのは、鎌倉時代からであったと言われる。県内でも南には「村」とある。然し、暫らくすると村は郷にかわつて来て、室町時代になると郷が普通となる。そのころ当地方を領有していた伊達氏の文書には、しばしば郷名があらわれる。蚕桑地区では、高玉郷があり、横越郷が出て来る。東根地区では黒藤、あさだちの両郷が見え、又、荒砥郷も見える。けれども、鮎貝方面の各地区からは山口、田尻も含めてまったくあらわれて来ない。旧荒砥町の各地区や、十王、鷹山方面の地名も共に見られない。このことは、伊達文書の史料制約のほかに、鮎貝には鮎貝氏が在城していて、その周囲を一円的に支配していたためと考えられる。鮎貝氏の勢力の大きさは、主家である伊達氏も守護不入という特権を認める程であるから、周辺の部落が、伊達文書に出て来なくても不思議はない。又、荒砥郷は黒藤郷の年貢が三〇貫であるのに対し、一二五貫であったことを考えれば、旧荒砥町は勿論、十王、鷹山をすべて合わせた規模に違いなかった。そして、荒砥在城の大達（立）目氏も有力家臣であったために、かなり一円的な所領であったためと思われる。

天正十九年（一五九一）、秀吉政権は伊達氏へ移封を命じた。そこへ新領主として蒲生氏が登場することは、先に見た通りである。と同時に、多くの村がいきなり発生していることも、「高目録帳」に見る通りである。移封については、前に述べたように、農村に生活の拠点をもっていた中級家臣も去った上に、年貢収取や把握の単位となっていた中世在家の内容も、分解しながら変質の過程をたどっていた。然し、文禄検地帳に見られるような大規模の経営主も存在している。彼等は未だ兵農分離以前のものであるだけに、常に大きな力も影響力をも發揮することが出来た。新領主にとって支配の末端、村落機構に最も有効な把握の拠点として彼等を組み入れたことは疑いない。こうしたことが、新しい村が成立する原因であり過程であった。村の成立にあたっては多く山や川、其の他の自然条件に依り境界としたことは、現在も明確に示されているけれども、力の均衡を失った場合には甚しく不自然であったり、入会権のようなものも成立させたものと思われる。当時、村落首長の職名はすでに肝煎と呼ばれていたことが、後出の文書によって明らかである。当時の村の規模は高玉で二千石を超え、次に黒藤、鮎貝、横越、十王、馬場、山口の順で千石以上である。他はこれにより小規模村であり、佐野原の八五石余は山中に存在した栃窪よりも少ない。村の規模から言えば平野部に近い前代からの郷が大きく、山寄りの村は新しく誕生した村々であり、いずれも小さい。この傾向は当地方だけでなく、特に本郡の小国地方、中津川地方にもいちじるしい傾向を示している。

農民統制

検地と共に戸数、人口を調査することも大事なことであった。天正十九年（一五九一）には朝鮮進攻のため、秀吉

政権は人口の調査を全国に指令している。蒲生氏郷は、九州名護屋の秀吉のもとにあったから、当領内にも必らず調査があったものと考えられる。然し、その史料は全く残っていないという。ただ後年の成立といわれる上杉氏の「邑鑑」が、村高の記載に於いてことごとく蒲生氏領高目録を採用しているからには、その戸数、人口の記載も多少の補正はあっても、蒲生氏時代の調査を伝えているものと考えられる。検地と戸数調査の完了によって税制と家臣への知行割が成立するのであるが、まず税制では、検地による耕地の品等を「石高」によって評価し、税率（免）は各村毎に決定している。そして、收取する税額の半分は米とし、残る半分は通貨を以てした。後年上杉氏が蒲生氏の税制を踏襲したといわれる「半石半永」は、この時すでにでき上っていたとされている。石は米を意味し、永とは当時の通貨であった永楽銭のことである。生産物である米という現物納はともかく、半永の内容については伝えられるものがないが、まず石（米）に計算された物がある基準に従って通貨に換える方法で、「会津旧事雑考」によると七斗代だったと言われるから、上杉時代の百文Ⅱ六斗、五斗より低いことがわかる。年貢を実際に納めるにあたっては、労働力や商品価値のある農産物などにもかえたとと思われるが伝えはない。

「半石半永」という税制は珍らしく、蒲生氏の創案によるものと言われている。然らば何故このような税制を採用したのか、しなければならなかったのかは、推測によるほかはない。全額を米で收取した場合、当時の大消費地の大阪、京都はあまりに遠く、それに海路を利用することも内陸部のために甚だ不便であることにより、斯かる独自の方法を考え出したものとみられている。「半石半永」は、納税者にとつても特別な意味があった。半永分を得るには、それだけの通貨が必要であった。生産物を売却して貨幣を得るということは、現在の通念とは違い殆どの人が、自給自足的な経済生活を営んでいたからである。荒砥や鮎貝は小城下町として、どれほどの経済活動があったか不明であるけれども、未熟な内容であったろう。

納税には、倉入りと給人入りとの二つがあった。倉入りは領主に納めるもので、これが領主財政の根幹を成した。一方の給人入りは、蒲生氏の家臣へ納める方法である。この制度は中世からのもので（領主が全量收取し、その中から扶持として米や通貨を家臣に与えるのは新しい。）、知行地（給地）を持つ家臣のことを給人と呼んだ。鮎貝地区では、箕和田、高岡、黒鴨、枋窪、荒砥地区の下山、佐野原、大瀬、それに鷹山地区滝野、萩野、中山、これが倉入地であった。それに鮎貝、深山と黒藤が藤三郎秀行の倉入地であったことは前述の通りである。このように、他領との境に当る村々が領主の倉入り地であるのは、置賜地方の各地に見られる。倉入りの村高を合計してみると六、三二四石余で、白鷹町全体では四二パーセントほどあり、残りは給人の知行地であった。

第2表は、内閣文庫中の文禄三年蒲生氏の「領高目録帳」から、当地の分を抜いて作成したものである。第1表と重複もするが、各

第2表 蒲生氏領高目録抜粹

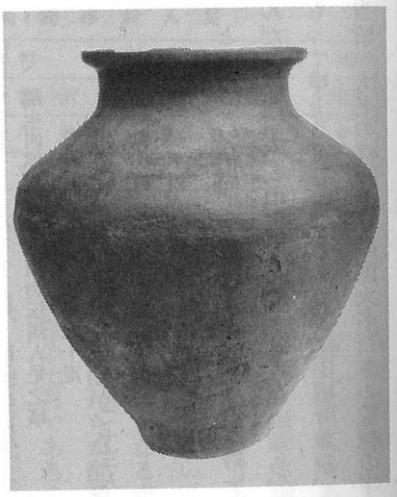
上	上	上	上	上	上	下	下	中	中	中	下	下	上	中	中	上	中	下	中	中	品等
朝立	黒藤	石那田	馬場	十王	滝	萩野	中山	大瀬	下山	生歩	高岡	枳窪	黒鴨	深山	箕和田	鮎貝	山口	田尻	横越	高玉	村名
三六七・七・四	一、七三一・四・三	九七六・四・五	一、〇三八・六・三	一、一一八・五・六	三七六・八・九	三〇〇・二・五	四五四・八・四	一三〇・一・一	二一七・七・六	二七一・七・一	四三五・六・八	九三・〇・七	一〇六・七・〇	三一・一・八・二	二二七・一・四	一、五八三・二・六	一、〇二八・九・七	八九二・九・六	一、一四九・一・六	二、〇三〇石二斗	村高
蒲生四郎兵衛	御倉入	水野三左衛門	水野三左衛門	五三〇石二・六 五五五・三・〇 三三・〇・〇 池田兵助	御倉入	御倉入	御倉入	河井小無理	長井善左衛門	水谷浅右衛門	立田三右衛門	御倉入	水谷浅右衛門	御倉入	御倉入	御倉入	御倉入	御倉入	御倉入	御倉入	御倉入・給人入
米沢城主三八、〇〇〇石		荒砥城主 五、〇〇〇石	荒砥城主 五、〇〇〇石	不明 三、〇〇〇石 不明 八〇〇石				馬廻 七〇〇石	馬廻 二、〇〇〇石	馬廻 五〇〇石	馬廻 三〇〇石		馬廻 五〇〇石				馬廻 三、〇〇〇石	鉄砲頭六、〇〇〇石	鉄砲頭六、〇〇〇石		知行高

村の支配関係が具体的である。各村に知行を持つ給人は散り懸りの形で、例えば荒砥城の水野三左エ門は勸進代、長井善左衛門が歌丸、蒲生千世寿は小出にも有しているなどである。蒲生四郎兵衛は米沢城主であるから、置賜全域に亘っており、当地区での倉入地の村は九ヶ村もあるが、現物納の半石は果して遠方迄輸送したものか貨幣化したものが、不明である。

次に、村の内部を見てみよう。この頃の人々の殆んどは、農業に携っていた。中には商いや諸職に従事するものはあっても、どこ迄も兼業であり未分化の状態、自給自足の生活を基調とする農民であった。ただ農民と言っても、一方には非常な大高持があり、他には自作農の平百姓がおり、又、名子とか被官とかの従属性が強く隷農主のもとで屋敷と少しばかりの耕地を与えられている者も、少ない姿であった。この内、納税を行うのは平百姓以上であるが、労力による夫役などは、零細農民が果したことに間違いない。村のさだめ、村の掟、用水権や山の利用権といったものは、大経営を伴う上農層の力の中に含まれており、領主からは村役としての権利と厳しい義務も負わされていた。これらの家族構成は大家族であり、親―当主夫婦―子供の外に傍系の夫婦もその子供も抱えるというもので、家父長の権威はそのまま村の自治にも及ぼし、専有でもあったと考えられる。このような村に割当る領主の年貢は、収奪の言葉にふさわしく、「領高目録」には免の記入はないが、「高物成帳」で見ると「邑鑑」よりは幾分高率であったと思われる、かなり苛酷なものであった為に、露藤村の検地帳には「うせ人」、「とうさん」（逃散）のような、負担を行動で拒否したのもあったであろう。

衣食住に関して、当時を語る資料は何も無いだろう。衣の原料は多く山野の自生植物から得たであろうし、青苧から得るものは高級に属しており、養蚕はまだ一般的とは言えず、庶民とは初めから無縁のものであった。冬の保温のためには蒲の穂の利用があり、青苧の精製過程の滓を用いたことも疑いない。食については、米飯は一日に一回はあったにしても、多くは雑穀であったろう。米はたしかに自分たちが生産しても、大部分は年貢であり、残余も非自給部門の購入のため、貨幣化をはかる必要があった。住はと見れば、勿論掘立小屋の範囲を出るものではなく、日用の調度品など何ひとつ見当たらない、非文化の生活を強いられながら堪えていたものと思われる。

蒲生領になった時、秀吉の天下統一事業は半ば達成されていたから、ひとまず戦争の悲惨さからは離れつつあった。このことは、直接的な生命の危険から少し遠退いたということで、幾分の喜びを味わっているに過ぎない時代であった。文禄二年（一五九三）に秀吉は、さして大きな理由もないのに朝鮮国を攻めた。一度引きあげた軍も、慶長二年（一五九七）には再び進攻している。この軍事行動で、海を渡った戦闘要員と九州名古屋に集められた動員数は、厩大というより外はなかった。戦争はいつも無益な消費を伴わない、甚大な損失を補うために、次から次へと職業武士のみに限らず多くの人々が徴募されたであろう。「奥羽永慶軍記」〔『山形県史』資料篇3〕に



第1図：金瓶（本間興一氏蔵）
高さ42センチメートル

よれば、「西国十万石六千人、南海同五千人、五畿内同三千人、北国坂東八五ヶ一 七ヶ一 奥羽八十ヶ一」としており又、「会津宰相百万石三千人、正宗四十万石千人、最上五十万石千人」などとなっている。この会津宰相は蒲生氏郷、正宗は伊達政宗、最上は山形の最上義光のことである。会津百万石という記載は、九一万石余の領高であったからであろう。このころ置賜地方は一八万石余の石高であったから、六〇〇人程が対象となった割合となる。ほかに「会津小将二千人」との記載は武士をさしたものであるが、米沢城主蒲生四郎兵衛は会津に留守を仰付かっているから、単に比率からだけで解釈することには無理があるかも知れない。とは言え長期にわたる国内戦に、ほとんど疲れ切っていた矢先のことであり、たとえ渡海はしなかつたにしても、厩大な負担であったことは否めないものがある。

隣国の越後上杉勢は、海を渡り朝鮮国で戦っている。後年上杉氏がこの地方を領したために、共に移ってきた家臣団は荒砥、鮎貝、山口新地および八ヶ森にと、さらに少人数を単位として各地区に分駐し、そのまま現在に及んでいるのが多くある。これらの先祖の中にはたしかに文禄・慶長の役に、はるばる海を渡って従事した人たちは少なくなかったにちがいない。伝えるものがないのは、長い歴史に埋れ果ててしまったものであろう。現在鮎貝の本間家に伝わる陶製の器物は（第1図）、朝鮮役当時本庄家に随って出陣した際、財用をあずかる任務であったため、軍用金を入れて馬の荷として運んだものという。当時の通貨はことごとく硬貨であったために、このような壺形のものに入れて移動したこともあったろう。また荒砥の坂家には朝鮮役に最上家の長谷堂城主として出陣、陶製の仏像を将来したと伝えられ、それが現在も同家にまつられているという。尚、同家が荒砥に来たのは最上家改易の後、上杉家では定勝の代になつてからで、執政志駄修理の執り成しによるものといわれている。

大名の移封

文禄四年（一五九五）二月、蒲生氏郷は京都で死んでいる。秀吉による毒殺であるという風説が当時からあったの
移封 は、まだ四十歳という壮年の死が原因であり、「医学天正記」（慶長十二年＝一六〇七年刊）によれば、下血症であ
ったことが明記されており、全くの虚説であったことがわかる。藤三郎秀行が後を継いだが十三歳の少年であった為に、保護を諸大名
に命じている。特に隣国大名の上杉、伊達、最上、佐竹に対しては、氏郷死亡翌々日の九日に秀吉の朱印状を出している。この内上杉
景勝宛の文中には、「彼の跡職息鶴千代幼少たりと雖、氏郷に別して御目を懸けられ不便に思召され、相替らず相續の儀仰付けられ候、
然れば隣国衆其の旨入魂有る可く候、今より以後公事懸組等これ無きように、前廉あい嗜む可く候」（上杉家文書『米澤市史』）とあり、
様々な保護条件を明確に示したものであった。

その年の五月、蒲生家の家老たちは知行目録を秀吉政権に提出したが、内容に不正のあることを指摘された。氏郷が会津に移された
時の知行高七三万四千二七〇石が、秀吉の御意として与えられた。これに命じられた検地の結果の増加分は、一八万五千五〇石であつ
た。太閤検地の結果については、先進地方などは三割も五割も増加してはいるけれども、これは二割七分程しかなくていない、文禄三
年には水害で六万三千石を失ったとあるが、検地後であったとすれば前記の増加分は、一二万石と書き上げるべきであり、又、領主蔵
入分は一八万石とあるけれども、この数字は検地による増加分と同じであるから、検地前は蔵入りは一粒もなかったことになる、など
が指摘の内容であった。その後家臣の中に争いが続き、遂には出訴する迄になり、結局秀行は弱年のため統制する能力がないとされ、
宇都宮一八万石へ減封されることに決定している。

大名の移封、国替えは領主と家臣団の移動であるけれども、家族は勿論のこと所有する諸財を一時に移動しなければならない。これ
には輸送機関が未発達で、陸路は馬以上のものではなく、自然人力によらなければならなかった時代であるから、結局は住民の上に負担
が転嫁されることは必然であった。直江山城守兼続書状に、

急度申越候

一、蒲生四郎兵衛家来荷物伝馬人足之事

築澤村

伝馬二十疋

川井村

伝馬八疋人足二十三人

桑山村

人足二十人

としたこの伝馬、人足は、「那須之内芦野」というところまで届けること、又人足や伝馬を何かと理由をつけて拒んだり、途中から引返したりする者がいたら、「後日相改めきつと成敗を加える可き事」、なお送り届けた後「目安をもって申上る可し」、として直江山城守兼続、石田治部少輔光成が連署して、在々肝煎中へ出したものである。この当時の大名の移封は、隣国大名たちの監視の下に行われ、ここでは秀吉政権の高級官僚であった石田光成も関係している。移封に際して農民たちも引き連れて行くことがあつては、生産人工の減少となることを恐れたからである。この人足、伝馬の割合、実態を表にしてみると第3表のようになる。村高に対する限り長手村は少なく、桑山村は逆に多い。これらの村々は、現在米沢市になっている村である。割当の数字が村の大小と一致しないのは、労働

に対して報酬を支払った為か、或いはこの文書以外にも人足があつたのか、原因は不明といえる。

当地方には、裏付けとなり史料も伝

えも全くない。荒砥や鮎貝の城には、先にみて来たように、多くの家臣たちが配備されていて、移封に会ったわけである。時期は六月四日とあるから、現在の七月であろう。夏の季節、重い荷を背にして遠く栃木県地方迄運搬にあたった中には、当地の祖先たちの苦勞があつたことは間違いない。一回ですまない時は、何度でも家財道具などの運搬に使役しても差支えないという。上杉氏の移封に於ける秀吉政権の命令をおもう時、更に胸にひびくものがある。蒲生氏が置賜地方の統治に当たったのは、尤も家臣たちの移動が全部終了するのは、前記の史料が示すように夏になっていた。この短い期間の中で、施政の大きな効果は期待できないものがあつた。然し、中世から近世への過渡期という種々複雑な社会条件の下で、大きな紛擾も起すことなく経過したと思われることは、出身地が先進地である幾内の近江であつた為に、すでに近世を指向する感覚を身につけており、教養ある武将の政治であつたことに起因を求めることが出来る。移封後は上杉領となつて、明治に至る。蒲生氏の遺したいくつかの制度は、近江(江戸時代)という長い期間中、当地の祖先たちを様々に規制した。それは特に土地制度と税制であろう。土地制度における石盛はそのまま踏襲されており、

第3表 移封人足

米	村名	領高目録村高	人足	馬
沢	築沢村	石 866.59		20疋
	川井村	2,313.38	23人	8
	桑山村	543.19	20	
市	長手村	1,408.59	10	

税制の半石半永制も変ることなく引き継がれている。上杉氏が領内から收取した雑税の一つに、「常伏子」というのがある。極めて軽微なものであったが、この起りは蒲生氏時代にさかのぼる。戦国時代を経過した農村の疲弊は、甚だしいものがあった。そこを治めるために新領主蒲生氏は、復興の資として若干の通貨を各村に貸与したが、数年ならずして又もや移封の命を受け、この地から引かねばならなかった時、各村々は当然に返済しなければならなかったが、なお復興途上に苦しんでいる村が多くあった。そこで新しい統治者になった直江兼統はこの事情を知り、肩替りとなって債務を果して仕舞ったのである。このあと間もなく上杉景勝が、米沢に移って来て統治することになったが、元金の返済をすることなく、毎年その利子だけを納めることに決めたものというこの利子の納入が「常伏子」である。元金をそのまま伏せて置くことが「常伏」であり、「子」は利子を意味し、「とこぶしこ」と呼んだものである。「子」すなわち利子は月三パーセントで一二月で三六パーセント、閏年の場合は一三ヶ月分三九パーセントとなり、甚だ高率の感があるけれども当時として普通のものであったと言われている。この税目と額は当地にどれだけあったか、資料の散逸した現在全貌を知ることには出来ないが、判明するものをあげてみると、第4表の通りである。各村共金額は多くないし、貸付の基準が村の大小規模にも関係するとも思えない。

第4表 各村常伏

村名	元錢	常伏子分	附記
高玉	参貫文	壹貫〇八拾文	元錢三貫文子分三割拾二ヶ月如上 但高壹石ニ付壹文式厘五毛九チン六弗ニ当ル
鮎貝	貳貫文	七百貳拾文	元錢貳貫文此度御改本高ニ割ル 壹石ニ付壹文壹厘六毛ニ当ル
十王	参百文	百〇八文	元錢三百文三割拾二ヶ月如上惣高ニ割ル 壹石ニ付壹分四厘四九二ニ当ル

蒲生氏の移封は九〇余万石の大々名から、宇都宮一八万石の中大名への転落であった。これに伴って中央政権への軍役その他の負担減少は勿論であるけれども、家臣団の中から大量の解雇をしなければならなかった。と同時に家臣自らも将来を考えた末、主家に見切りをつけてそのまま土地に落ち着いて帰農したものがあり、当地にも蒲生氏の遺臣と伝える家が、いくつもあるのはその為であろう。

この外に入会権のことがある。入会権と言うのは山野の一定地域に二ヶ村以上の村民たちが、同じ利用権をもつ制度があるが、明治の初年十王地区では三地区（当時は村）と、入会権について大がかりな争いになったことがある。その裁判での陳述で、丹生かい権の起りは、蒲生飛騨守時代である証言している。言い伝えに過ぎないものではあるが、近世村の成立を蒲生時代であるとみる以上、間違いないものと考えられるべきであろう。又、蒲生四郎兵衛は移封に際して、高玉瑞竜院の有名な朱印を持ち去ったと言われ（口碑、『米澤市史』、十王地区の十王堂の什物が同様の災難にかかったことも伝えている（十王村文書）。この事は立証する資料も無く、或いは後年の創作である場合も考えられ、若し事実であったとしても、一面だけを伝えるもので、近視的立場にあつてのものと考えるべきであり、しかも上杉氏の統治下にあつて前領主を追慕することには限界があつた訳で、一些少事をもつて全面を否定する危険性はここにある。善悪は表裏であるから、蒲生氏の施政の中には、いくつかの良い面を見、少しは弁護の立場をとるべきところもある。

歴史の転変は奇である。宇都宮に移った蒲生氏は、二年後の関ヶ原の戦に於いて、夫人が徳川家の出のために東軍に味方して、先後恩賞加増に際し、六〇万石となつて会津に返り咲いたのである。西軍に味方しておなじ会津を追われた上杉氏とは、全く正反であることは、双方が当地の領主であつただけに興味をそそる。蒲生家はここで当主の不幸が続き、愛媛県に移されたが嫡子がなかつたため、ついに滅んでしまう。

荒砥の蒲生家は、秀行の子孫と云う近世の文書を伝えている。庶子が修験となつて東置賜地方に住し、後米沢の在住が久しかった。荒砥に移つたのは、明治になつてからということである。